

国際課税のケース・スタディ

米国における支払利息の損金算入制限 (Earning Stripping) について

〔事例〕

日本法人甲社は、米国カリフォルニア州に米国法人A社（甲社の100%子会社）を設立した。A社は米国内に不動産を保有し、これを賃貸している。

甲社はA社に10億円の貸付けを行い、利子の支払いを受けている。A社の資本金額は少額で、不動産の購入資金は全て甲社からの借入金で調達されている。なお、A社の決算期は12月である。

〔ポイント〕

A社が損金計上している支払利息は1989年の米国税制改正（1989年度総括予算調整法（The Omnibus Budget Reconciliation Act of 1989）以下「改正法」という）によりどのような扱いを受けるのか。

〔解説〕

1 改正前までの取扱い

(1) 国内法

米国法人の支払う利子は、当該利子の受領者が当該法人の関連者であるか否かにかかわらず、また、当該利子の米国での課税の有無にかかわらず、原則として、損金算入が認められた。

米国非居住者が米国源泉の利子を受け取る場合、(PEがない場合) 税率30%の源泉徴収で米国における課税関係は終了することとなる。

(2) 租税条約

日米租税条約の規定の適用により、日本の居住者が受け取る米国源泉の利子については、同租税条約第13条の規定により、10%の軽減税率が適用される。すなわち、税率20%相当額が租税条約により課税を免除されることとなる。

2 改正法の概要

改正法 § 7210により内国歳入法 § 163(j)が追加された。米国から国外に支払われる利子は、その多くが租税条約の適用を受けて米国における課税の減免を受けている。一方、企業にとっては、資本金の形で出資して税引後の利益処分である配当を受け取るよりも、課税所得計算上、損金算入できる利子が生ずる貸付金による方が、米国における課税を軽減できることになる。更に、日本企業の伝統的体質として、企業資金を借入金に依存する傾向が強い。国際課税において、このようないわゆる過少資本（資本金に比して借入金比率の高い企業の資本構成をいう）は一種の租税回避であるとして規制措置を設ける国が増加している。

米国においても、過少資本規制の条項は内国歳入法に規定されているが、今回の改正は利子の損金不算入という形で同様の効果を狙ったものである。

この改正法上の用語の定義及びその概要は次の通りである。

(1) 用語の定義等

イ 不適格支払利子 (Disqualified interest)

関連者に支払われる利子のうち、米国内法上、非課税になっている部分の利子をいう。日米間では租税条約の規定の適用により、米国内法に基づき本来ならば30%の税率が適用されるが、租税条約により10%の税率で課税が行われるため、日本の関連者に支払う利子のうちその3分の2相当額が不適格支払利子とされ、損金不算入の対象となる。

ロ 関連者

利子支払法人の株式を直接又は間接に50%超所有する法人等が関連者とされる（内国歳入法 §267(b), 707(b)(1)）。

ハ 超過支払利子 (Excess interest expense)

純支払利子（総支払利子－総受取利子）の金額から、調整済課税所得の50%相当額及び前事業年度からの限度余裕額の繰越額を控除した金額をいう。

ニ 調整後課税所得

純支払利子、繰越事業損失及び、減価償却費の控除を行う前の課税所得の金額をいう。したがって、課税所得の金額の計算上、一度控除した上記の項目を再度加算して調整後の課税所得を算定することになる。

ホ 限度余裕額

調整後課税所得の50%相当額のうち純支払利子を上回る金額。

(2) 概要

イ 法人の期末の負債・資本比率が1.5対1を超えない場合は適用の対象とならない。すなわち、負債総額に対する現金及びその他の資産総額から負債総額を控除した金額の比率をいい、負債の比率が高い場合に当該改正法の適用となる。

ロ 海外関連者に支払われる利子のうち、米国で非課税となる部分（不適格支払利子）は損金不算入の対象となり、超過支払利子額を限度として損金不算入となる。

ハ 損金不算入となった不適格支払利子は、翌期以降に無期限に繰り越され、翌期の不適格支払利子に加算される。逆に、限度余裕額は、3事業年度の繰越しが認められる。この限度計算に関しては、外国税額控除における、外国所得税と控除限度額の関係と類似している。

ニ 適用時期は、1989年7月11日に開始する事業年度から適用される。したがって、12月決算法人は1990年1月開始の事業年度からの適用となる。

ホ 詳細な条文の解釈については、財務省から財務省規則が公表される予定である。

(3) 計算例

イ	調整前課税所得	2,000
(加算)ロ	純支払利子	
	(関連者支払利子)	15,000
ハ	繰越事業損失	1,000
ニ	減価償却費	4,000
ホ	調整後課税所得	22,000
ヘ	ホの50%	11,000
ト	不適格支払利子	
	(ロ×2/3)	10,000(a)
チ	純支払利子	15,000
リ	調整後課税所得 (50%)	
		11,000
ヌ	超過支払利子	4,000(b)
	(a), (b)のいずれか少ない方	4,000

〔検討〕

基本的には、米国財務省の財務省規則の公表により、取扱いの詳細が明らかになるが、当該改正法の対応策としていくつかの方策がみられる。

(1) 親会社の保証による取引関係者の変更

本事例でも、日本の親会社が直接米国法人に融資して、利子を受領していることから、この利子は関連者への支払として不適格利子に該当することになる。したがって、米国法人A社が親会社の保証により第三者から借入れを行うとか、バックトバックローン (back to back loan) により借

入れをした場合、利子の支払先が関連者でなくなるため、利子の損金不算入の適用を回避できることも想定される。しかしこのような方式に対する課税も検討されているようである。

実際の例としては、ニュージャージー州では、法人が直接、間接に当該法人の株式の10%以上を所有する株主に支払う利子は、当該支払利子の10%又は1,000ドルのいずれか大きい金額を控除することが認められている。換言すれば、当該支払利子の90%は否認され、損金不算入になる。この課税の回避策として、親会社が融資を行わず、当該法人と非関連の銀行等が親会社の保証で貸付けを行うことで、当該法人の支払利子を全額損金算入することができるようである。

(2) 米国国内に統括会社を設立する方法

米国に所在する不動産を所有する米国法人を新規設立して、別会社とする（以下「子会社」という）。既存のA社はこの子会社を管理し、融資を行う統括会社とする。A社は日本の関連者から借り入れた資金に若干のマージンを上乗せした金額で子会社に貸付けを行う。子会社は利子をA社に支払うが、A社は海外の関連者ではなく、受取利子が米国で課税されるので改正法の適用要件には該

当しないことになる。しかしながら、改正法では、支払利子控除の損金不算入の計算上、米国内関連会社（affiliated group）は、連結法人のように一つの納税主体とみなされるため、子会社からA社への支払利子は内部取引とみなされ、結果として支払利子の損金不算入の適用があることになる。

(3) 米国支店、パートナーシップの場合

関連者が10%以上投資しているパートナーシップに支払われる利子については、当該パートナーシップの関連者持分に相当する利子相当額がその関連者に支払われたものとされる。また、支店が支払う利子についてもこの税制の適用がある。

(4) 過少資本条項（内国歳入法 § 385）

過少資本条項は実際には休眠状態で、その実際の執行はあまりないようであるが、米国法人の負債比率が高い場合、依然として過少資本条項の適用の可能性はあるものといえる。

（税理士 小沢 進）

微妙な判断もこれでよく分かる!!

即答 交際費課税

A 5判・〒260円
定価1400円（税抜）

武田昌輔著

●本書は実務上重要な190の事例について、
簡潔明快に答えたものです。

財 経 詳 報 社